

共同研究における研究用データの利用ガイドライン

令和8年8月3日制定
金融庁

目 次

第1条	目的	2
第2条	用語の定義	2
第3条	研究用データ等の利用に際しての基本原則.....	3
第5条	研究用データ等の利用申出手続.....	5
第6条	利用申出に対する審査・決定.....	8
第7条	審査結果の通知.....	9
第8条	利用承諾後の研究用データ等の利用の手続.....	10
第9条	利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合.....	11
第10条	利用後の措置等.....	13
第11条	利用者による研究等の成果の公表.....	14
第12条	利用実績報告書の作成・提出.....	15
第13条	不適切利用への対応.....	15
第14条	事務の取扱い.....	16
第15条	ガイドラインの施行時期.....	17
別表	研究用データの原データとして認めるもの.....	17

第1条 目的

「共同研究における研究用データの利用ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、金融庁が実施する共同研究において、金融庁が徴求・保有する研究用データを利用する際の手続、利用申出に係る審査基準その他必要な事務処理等を明確化し、金融庁がこれらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにすることを目的として定めるものである。

第2条 用語の定義

1 研究用データ

本ガイドラインにおいて「研究用データ」とは、各金融関連法令・指針等の規程又はその規程を根拠に金融行政上行った調査に基づき金融機関から提出を受けた金融機関の財務又は取引に関連する資料及びその他の金融機関の経営に関する資料から作成された情報であって学術研究の発展及び公的機関における施策の推進に活用し得るものとして別表に定めるものから、個別金融機関及びその取引相手方の特定ができないように抽出・加工されたデータをいう。なお、その抽出・加工の作業に関しては、研究用データの原データの利用可能課室に所属する金融庁の職員（第3条第1項(3)において規定する専門研究員を除く。）が行うこととする。

2 中間生成物

本ガイドラインにおいて「中間生成物」とは、利用を申し出た研究用データを集計・分析する過程で生成されたもので、第11条に定める金融庁の審査を経た研究等の成果を除く一切のものをいう。

3 研究用データ等

本ガイドラインにおいて「研究用データ等」とは、研究用データ及び中間生成物をいう。

4 分析結果等

本ガイドラインにおいて「分析結果等」とは、分析結果（中間生成物のうち、匿名化の処理その他別に定める基準を満たしていることを金融庁が確認したものをいう。）及び分析結果を集計・加工して作られた、図表、グラフその他のデータ等をいう。

5 申出者

本ガイドラインにおいて「申出者」とは、本ガイドラインに基づき、共同研究の実施に当たり研究用データ等の利用を求める者をいう。なお、申出者のうち、代表者を1名定めることとする。

6 利用者

本ガイドラインにおいて「利用者」とは、申出者のうち、第5条から第9条の

規定により研究用データ又は中間生成物の利用の承諾を受けた者をいう。

7 制限付利用者

本ガイドラインにおいて「制限付利用者」とは、利用者のうち、中間生成物に限り利用の承諾を受けた者をいう。

8 公的機関

本ガイドラインにおいて「公的機関」とは、国の行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関をいう。以下同じ。）及び日本銀行をいう。

9 共同研究アドバイザリーボード

本ガイドラインにおいて「共同研究アドバイザリーボード」（以下「アドバイザリーボード」という。）とは、金融庁が設置し、金融庁の求めに応じて、研究用データ等の利用の諾否等について、学術的観点及び公的機関の施策の推進の観点から検討することを目的とする有識者及び金融庁担当者から構成される会議をいう。

10 リエゾン

本ガイドラインにおいて「リエゾン」とは、研究用データ等の利用者とともに共同研究を行う金融庁、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会に所属する者をいう。

第 3 条 研究用データ等の利用に際しての基本原則

1 金融行政の目的に沿った利用

(1) 研究用データ等の利用目的の確認

金融庁は、申出のあった研究用データ等の利用目的が、金融庁設置法及び関連する各業法が認める目的の範囲内でありかつ金融行政の改善・充実に資する統計的研究であって、学術研究の発展に資するもの（以下「学術研究振興」という。）又は公的機関における施策の推進に適切に反映されるもの（以下「施策推進」という。）であることを確認する。

(2) 研究用データ等を用いた研究等における配慮事項

利用者は、研究用データ等について、秘密の保護が強く求められるものであることを認識するとともに、適切な金融行政の執行への影響に十分留意する必要があること、更には行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条第 1 号、2 号及び 6 号に規定する不開示情報に該当する情報が含まれることを踏まえ、適切に取り扱う。特に、研究等の成果の公表に当たっては、個別金融機関及びその取引相手方（以

下、「個体」という。)が第三者(利用者以外の者をいう。以下同じ。)に識別されないようにするなど、秘密の保護及び金融行政の執行への影響について、十分配慮する。

(3) 金融庁との共同研究

研究用データ等の利用は、金融庁との共同研究を前提に、金融庁が特定の研究テーマについて、共同で研究を実施する者を公募し、共同研究を行う期間を任期として、金融庁の職員(以下「専門研究員」という。)に任用した上で実施するものとする。専門研究員に任用された利用者は、その身分に基づき国家公務員法第100条等の守秘義務を負うことに留意する。ただし、金融庁の職員であって研究期間中に休職中かつ第5条第1項(1)に属する組織に所属している者については、申出書において具体的な活用内容を記載した上で金融庁が第6条で規定する審査を完了して秘密保持契約を締結した場合に限り、研究用データ等を利用することができる。また、制限付利用者については、既に金融庁顧問又は参与の職に任命されている者についても認めることができる。

2 研究用データ等の利用に際しての秘密保護及び適正管理の確保

研究用データ等の利用に際しての秘密保護及び適正管理の確保に当たっては、本ガイドラインに定めるほか、研究用データ等の利用規約(以下「利用規約」という。)及び金融庁の定める利用規則に従うものとする。

(1) 利用者に対して行う措置

金融庁は、利用者が研究用データ等の利用を開始する前に、以下の①から③までを利用者に誓約させるとともに、利用者が誓約に反した場合には、第13条に定める不適切利用への対応等に基づき、所要の措置を実施することを利用者に明示する。

- ① あらかじめ研究用データ等の利用に関する申出書(以下「申出書」という。)に記載し認められた目的に対してのみ研究用データ等の利用を行うこと。
- ② 研究等の成果の公表に当たっては、個体が第三者に識別されないようにすること。
- ③ 本ガイドライン及び利用規約の規定に従い、情報の適正な管理の徹底を図ること。

(2) 研究用データ等の適正な管理措置

利用者は、研究用データ等の利用に際して、以下の事項に従うものとする。

- ① 研究用データ等の利用者は、金融庁により研究用データ等の利用の承諾を受けた者で金融庁の専門研究員に任用された者又は共同研究に参加する金融庁の職員(以下、「金融庁参加者」という。)に限るものとする。
- ② 研究用データ等の利用は、金融庁の施設内で、金融庁が提供する端末に

においてのみ可能とする。

- ③ 研究用データ等は、②において提供する端末以外の、別の記憶装置への複写及び保存は認めない。
- ④ 研究用データを用いて生成した中間生成物は、金融庁の審査を経るまでは研究用データの取扱いに準じた扱いを行う。また、その審査基準については、別途金融庁が定める。

(3) 分析結果等の利用

利用者は、分析結果等の利用に際して、以下の事項に従うものとする。

- ① 分析結果等のうち、金融庁が確認したものは、金融庁の施設外への持出しを可能とする。
- ② 第三者に分析結果等の閲覧、利用、保管及び管理をさせてはならない。
- ③ 分析結果等を利用、保管及び管理をしている端末等については、不正対策プログラムを導入し、不正アクセス等を防止するための措置を講じなければならない。

(4) 研究用データ等を用いた研究等の外部委託

利用者が研究等の全部又は一部を第三者に委託することは、認めない。

3 金融庁における透明性の確保

金融庁は、共同研究を推進する際に、研究用データ等は金融庁設置法及び関連する各業法が認める目的の範囲内で利用可能であることを十分認識するとともに、金融庁ウェブサイトを通じて、本ガイドラインを踏まえて適時適切に共同研究の運営に関する情報を公表することを通じ、透明性の確保に努めるものとする。また、金融庁は、利用可能なデータを拡大するなど、本ガイドラインの運用に関する重要な変更を行う際には、関連業界の理解を得るように努める。

第4条 研究用データ等の利用期間

金融庁は、アドバイザリーボードによる審査を行った上で、申出者に対して、利用目的の達成に必要な範囲で、その利用に必要な最小限の期間に限り、研究用データ等の利用の承諾をすることができる。研究用データ等の利用期間（金融庁が研究用データ等の利用を承諾した日から利用を停止する日までをいう。以下同じ。）は、原則として2年間（第9条の4に定める利用期間の延長による期間を除く。）を上限とする。

第5条 研究用データ等の利用申出手続

1 あらかじめ明示しておくべき事項

金融庁は、本ガイドライン、利用規約及びその他の関連規程・様式とともに、共同研究の公募を実施する際は、研究テーマ及び当該研究テーマにおいて利用

対象とする研究用データ等の概要について、ウェブサイトを通じて公表する。

2 申出者の範囲

研究用データ等を利用する場合の申出者の範囲は、その目的に応じて、以下のとおりとする。

(1) 学術研究振興を目的として利用する場合の申出者の範囲は、次のいずれかの機関に所属する常勤の研究者に限るものとする。

- ① 公的機関
- ② 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）
- ③ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）
- ④ 大学（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学（大学院を含む。）をいう。）
- ⑤ 大学共同利用機関（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関をいう。）
- ⑥ 公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人をいう。）のうち、金融・経済に関する調査及び研究を目的とする者

(2) 施策推進を目的として利用する場合の申出者の範囲は、公的機関に所属する常勤の役員又は職員に限るものとする。

3 申出者数の上限

研究用データ等を利用する場合の申出者の人数は、必要最低限の者に限ることとし、原則として 5 名を上限とする。

4 利用申出の方法

金融庁は、共同で研究を実施する者を公募する際、代表者になっている申出者からの申出書の提出を郵送又は電子メールによって求めるものとする。

5 申出書の記載事項及び添付書類

代表者になっている申出者は、金融庁が別に定める様式に従い(1)の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また、申出書には、(2)の書類を添付するものとする。なお、金融庁は、必要に応じ、利用する研究用データ等の範囲等につき、申出者と調整を実施する場合がある。

(1) 研究用データ等の利用に関する申出書

- ① 各申出者の氏名（旧姓を含む）、生年月日、国籍、所属機関名、職名、住所、連絡先（電話番号、電子メールアドレスを含む。以下同じ。）及び申出者のうち代表者の表示
- ② 各申出者の所属機関の所在地、連絡先及び代表者又は管理者の氏名

- ③ 外部研究資金を活用する予定がある場合、当該外部研究資金の制度の名称、採択年度及び研究課題名
- ④ 各申出者の賞罰
- ⑤ 各申出者の過去の研究等の実績
- ⑥ 各申出者が金融庁の職員であって研究期間中に休職中である場合又は既に金融庁顧問又は参与の職に任命されている場合は、その者の氏名
- ⑦ 制限付利用者が存在する場合は、その者の氏名及び研究への関わり方
- ⑧ 各申出者の分析結果等の利用場所
- ⑨ 各申出者の本ガイドライン、利用規約及び金融庁が事前に説明・確認した内容についての了承の有無
- ⑩ 公募している研究テーマ
- ⑪ 利用を希望する研究用データ等の帳票名、年分
- ⑫ 研究等の名称及び概要（研究等の内容、研究用データ等の利用方法、作成する資料等の内容、利用期間等）
- ⑬ 他のデータとの照合を行う場合に、そのデータの名称、内容及び照合を行う必要性
- ⑭ 研究等の成果の公表の時期及び方法並びに発表予定の内容
- ⑮ 各申出者が、申出時点から起算して過去３年以内及び研究実施予定期間内に、研究用データ等を知ることによって直接的な経済的便益が生じ得る事業者等からの資金提供を受けていた若しくは受ける予定である場合、当該事業者等と雇用その他の契約関係を有していた若しくは有する予定である場合、又は外国政府、外国企業若しくは外国機関からの研究資金等の資金提供を受けていた若しくは受ける予定である場合には、その内容
- ⑯ 外国企業又は外国機関に在籍した経験がある場合又は在籍する予定がある場合はその企業・機関名、職務・研究内容及び期間
- ⑰ その他必要な事項

(2) 添付書類

- ① 各申出者の職務経歴書
- ② 研究等に関する研究計画書
- ③ 外部研究資金を活用する予定があり既に獲得済みの場合、その事実が確認できる書類（科学研究費助成事業に係る資金の場合、研究者番号）
- ④ 必要に応じ、研究等の内容に関連する資料、申出者の関連論文及び著作物一覧
- ⑤ その他必要な書類

6 申出書の作成単位

申出書は、応募する研究等の内容ごとに作成するものとする。

第6条 利用申出に対する審査・決定

1 研究用データ等利用申出に関する審査・決定

研究用データ等の利用申出に係る審査は、アドバイザリーボードに助言を求めた上で、第2項に定める審査基準に基づき、金融庁において行う。なお、金融庁は申出者に対し利用に係る条件を付すことができ、申出者に対し当該条件の内容を第7条に定める審査結果の通知に記載の上通知する。また、本ガイドラインに定めるもののほか、審査方法及び決定手続等の詳細について新たな規程が必要となった際は、アドバイザリーボードに助言を求めた上で、金融庁において定める。

2 研究用データ等利用申出の審査基準

(1) 利用目的及び分析方法

利用目的及び分析方法について、以下の①から③までの全てが確認できること。

- ① 研究等の内容が公募している研究テーマに適合し、かつ第3条第1項(1)に該当するものであること。
- ② 本ガイドラインに基づき利用の承諾を受けた研究用データ等を用いた研究等の成果の公表において、個体が識別されないように加工を行うことを了承していること。
- ③ 利用目的及び分析方法が、個体を識別するものではないこと。

(2) 利用の必要性

研究用データ等を利用する必要性が、以下の①から③の全てに則していると認められ、特に研究用データは、必要最小限の利用であること。

- ① 研究用データ等から分析を行う事項が、研究等の内容から判断して必要最小限であること。
- ② 研究用データ等の利用に合理性があり、他の情報では研究等の目的の達成が困難であること。
- ③ 研究用データ等の利用期間と研究等の計画・公表時期が整合的であること。

(3) 過去の実績等

申出者の過去の職務経歴等が、国民の公務に対する信認を害するおそれがないこと。また、研究計画が、申出者の過去の研究等の実績を勘案して実行可能と認められること及び行政目的の推進、公共の福祉・国益の増進（経済安全保障の確保を含む）の妨げとなるおそれがないこと。

(4) 研究等の成果の公表

学術研究振興を目的として研究用データ等を利用する場合においては、学術

論文等の形で研究等の成果が公表される予定であること。その際、研究等の成果の公表予定日が申出書に記載され、当該予定日が利用期間と比較して整合的であること。施策推進を目的として研究用データ等を利用する場合においても、何らかの方法で研究等の成果が公表される予定であること。なお、研究成果の公表は、金融庁の審査を経た上で、原則として、最初に金融庁金融研究センター経由で行うこととする。

(5) 申出書及び添付書類の記載事項の確認

① 申出者

各申出者の氏名、所属機関名及び職名が確認でき、職務経歴書の添付があること。また、研究等の目的及び内容に照らし、申出者の人数が合理的であること。特に、研究用データを利用する場合の申出者の人数は、必要最小限であること。なお、利用期間の一部でも、第13条の4に定める欠格事由に該当する者の申出は認めない。

② 研究計画書

申出書に記載した研究等の概要について、詳細な内容が確認できること。

③ 利用を希望する研究用データ等の利用期間

対象となる研究用データ等の利用を希望する期間等が確認できること。また、利用を希望する期間が、その利用に必要な最小限の期間となっていること。

④ 外部研究資金

記載した外部研究資金の内容について添付書類により確認できること。

(6) 他のデータとの照合を行う必要性

他のデータとの照合を行う場合には、照合する内容及び必要性が、研究等の目的に照らして合理的であると認められること。

(7) その他必要な事項

上記の(1)から(6)までの項目以外に、特にアドバイザリーボードが設定した審査事項がある場合には、審査基準を満たしていること。

3 アドバイザリーボードにおける透明性の確保

アドバイザリーボードにおける個別の審査の詳細は非公表とし、開催実績、ボードメンバー、議事要旨等は金融庁から公表することとする。その他会議の詳細は、別途定める。

第7条 審査結果の通知

金融庁は、代表者になっている申出者に対して、文書により研究用データ等の利用の諾否について通知する。

(1) 利用申出について承諾する場合

次の①から⑧までの事項を記載の上、代表者になっている申出者に通知する。なお、やむを得ない事情により、本規定に基づき通知した利用開始時期より実際の利用開始時期が遅れることが見込まれる場合には、速やかに代表者になっている申出者に連絡する。

- ① 研究用データ等の利用を承諾する旨
 - ② 利用を承諾する申出者及び対象データ
 - ③ 利用開始時期及び利用期間
 - ④ リエゾンが所属する部署及び担当者の氏名
 - ⑤ 金融庁参加者が存在する場合はその氏名
 - ⑥ 利用に際して付した条件がある場合にはその内容
 - ⑦ アドバイザリーボードの審査において、有識者から所見が述べられた場合にはその内容
 - ⑧ その他金融庁が必要と認める事項
- (2) 利用申出について承諾しない場合

次の①から③までの事項を記載の上、代表者になっている申出者に通知する。

- ① 研究用データの利用を不承諾とする旨
- ② アドバイザリーボードの審査において、有識者から所見が述べられた場合にはその内容
- ③ その他金融庁が必要と認める事項

第8条 利用承諾後の研究用データ等の利用の手続

1 利用承諾後の提出書類

承諾された申出について、申出者は金融庁に対して以下の書類を提出する。

- (1) 金融庁が必要と認める場合には、各研究用データの利用申出者の所属機関が、当該利用申出者が専門研究員に任用されることについて承認していることを証明するもの
- (2) 研究用データ等の利用に関する誓約書（各申出者が利用条件（利用規約及び研究用データ等の利用に当たって付された条件をいう。以下同じ。）を遵守する旨記載し署名したものをいう。以下「誓約書」という。）

2 研究用データ等の利用方法

金融庁が第1項の書類を受理した後に、利用者は研究用データ等の利用を開始するものとする。なお、研究用データについては、利用者が専門研究員に任用されることをもって、利用可能とする。ただし、金融庁参加者については、当該研究の審査の決定をもって、第3条第1項(3)に規定する休職中の金融庁職員については、秘密保持契約の締結をもって、それぞれ利用可能とする。また、研究用データ等の利用に際しては、当該データが漏えいした場合の漏えい経路を特

定するために、金融庁は、利用する研究用データ等ごとに必要な措置を講じることができる。

3 研究テーマの公表

金融庁は、承諾した研究テーマ並びに利用者及び金融庁参加者の氏名等について、ウェブサイト等により公表するものとする。

4 共同研究の実施方法

利用者は、金融庁との共同研究の開始に研究計画書等に基づき、リエゾン及び金融庁金融研究センターと研究の進め方等について協議するほか、期間中は、金融庁のリエゾン及び金融庁参加者と共同して研究活動を行うものとする。

5 共同研究に関する報告

研究用データ等の利用者は、1年に1回程度、金融庁に対して研究用データ等を利用した共同研究の進捗状況について報告を行うものとする。また、研究等の成果については、別途、金融庁において報告会を実施するものとする。

第9条 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 利用者の都合により変更が生じた場合の手續

金融庁による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合について、次のとおり定める。

(1) アドバイザリーボードの審査を要しない変更

金融庁が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、代表者になっている申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに金融庁に届け出る。

- ① 利用者に関する申出内容（氏名等）に変更が生じた場合
- ② 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容（所属機関名等）に変更が生じた場合（ただし、所属機関自体が変更になった場合は、変更後の所属機関が研究用データ等を利用した研究等を行うことを承認していることを証明する書類を添付すること）
- ③ 利用者を除外する場合
- ④ 研究等の成果の公表形式を変更する場合（公表する学会誌の変更等）
- ⑤ 研究等の成果の公表に係る手續が進行中に、利用期間の延長を希望する場合
- ⑥ 分析結果等の利用場所を変更する場合
- ⑦ 利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更する場合
- ⑧ その他金融庁が軽微と認めた変更が生じた場合

(2) アドバイザリーボードの審査を要する変更

(1)以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則とし

て改めて申出書を提出するものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。金融庁は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6条の規定に準じて行い、その承諾・不承諾について第7条の規定に準じて代表者になっている申出者に通知する。なお、アドバイザリーボードの審査を要する変更が生じた日から、金融庁が再度、研究用データ等の利用の承諾をするまでの間、当該変更に基づく研究用データ等の利用はできないことに留意する。

2 利用者の変更

利用者の変更について、次のとおり定める。

(1) 利用者等の除外

利用者から除外される者が生じた場合は、所属等変更届出書により届出手続を行う。なお、専門研究員として採用されて利用者となった者については、任期にかかわらず専門研究員を解任するほか、制限付利用者であって金融庁顧問又は参与の職に任命されている者については、金融庁顧問又は参与の職を解任することは求めない。

(2) 利用者の追加又は交代

利用者の追加又は交代の必要が生じた場合は、記載事項変更依頼申出書により届出手続を行う。なお、金融庁は、第1項(2)の規定に準じて、研究用データ等の利用の承諾をする。また、追加又は交代によって、新たに研究用データの利用の承諾を受けた利用者については、金融庁の専門研究員に任用されることをもって、研究用データの利用を可能とする。ただし、金融庁参加者については、当該承諾の決定をもって、第3条第1項(3)に規定する休職中の金融庁職員については、秘密保持契約の締結をもって、それぞれ利用可能とする。

3 利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更

代表者になっている申出者が、第1項(1)⑦の利用するデータ期間又はデータ項目の追加又は変更を希望した場合において、金融庁は、第1項(2)の規定に準じて、追加または変更が必要な理由等が研究計画と整合的であるか審査を行い、追加又は変更の諾否について決定する。なお、金融庁が認めた利用目的、要件に影響を及ぼすような重大な変更が含まれていた場合は、再度アドバイザリーボードの審査を行うことを妨げない。

4 利用期間の延長

代表者になっている申出者がやむを得ない理由により第4条に定める利用期間の延長を希望する場合について、次の通り定める。

(1) 延長期間

金融庁は、最長1年間を上限として、原則1回に限り延長を認めることができる。また、利用期間の終了日（上記延長を行った場合においては、当該延長

後の利用期間の終了日をいう。以下同じ。)以降において、研究等の成果を公表するための審査の過程で、再度研究用データ等を分析する必要がある場合、その他金融庁が必要と認める場合は、上記規定に関わらず、金融庁は、当該利用期間の終了日から起算して2年間を上限として、利用期間の延長を認めることができる。

(2) 記載事項変更依頼申出書の提出

代表者になっている申出者は延長を希望する場合、原則として利用期間終了の2か月前までに、延長が必要な理由及び希望延長期間を記載した記載事項変更依頼申出書を金融庁に提出するものとする。ただし、研究等の成果の公表に係る手続が進行中に、利用期間の延長を希望する場合は、申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、当該手続中であることが確認できる書類を添えて、直ちに金融庁に届け出ることにより代えることができる。

(3) 延長の申出の審査基準等

記載事項変更依頼申出書が提出された場合、金融庁は次の審査基準により審査を行い、延長の諾否について決定し、代表者になっている申出者に対して、文書により延長申出の諾否について通知する。その際、必要に応じて、有識者会議に助言を求めることができる。

- ① 延長することがやむを得ないと判断される合理的な理由が示されていること。
- ② 利用目的、利用者の範囲等の利用期間以外の変更が一切なされていないこと。
- ③ 延長期間が第4項(1)の範囲内であり、延長理由から判断して、必要な最小限の期間であること。
- ④ 延長を希望する研究用データ等の利用期間について、初回の延長申出であること。
- ⑤ 申出書及び研究計画書等の添付書類に示された内容に沿って、研究が着実に遂行されていること。

(4) 任期の延長

延長した期間において、研究用データ等の利用が必要な場合は、研究用データ等の利用者について専門研究員の任期を延長する。

5 申出書以外の提出書類の記載事項に変更が生じた場合

審査の事務処理に必要なものとして、申出書以外に提出した書類の記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更後の書類を金融庁へ提出するものとする。

第10条 利用後の措置等

1 中間生成物の措置

各利用者は、研究用データ等の利用を終了した場合（当初の目的が達成できないことが判明した場合を含む。）、利用者が保有する中間生成物については、データ、印刷物等の保存形式の如何を問わず全て消去し、データ措置報告書を用いて、金融庁に報告しなければならない。その際、各利用者は、将来における当該研究等の成果の再検証等に必要なデータ及びプログラムを事前に金融庁に移管するとともに、金融庁は移管されたデータ及びプログラムについて適切に保存することとする。また、移管されたデータ及びプログラムのうち、将来の金融庁における研究活動に資すると金融庁が判断したものについては、当該共同研究に参加した各利用者の合意に基づき、金融庁で事後に実施する研究において利用できるものとする。

2 利用後の身分

研究用データ等の利用者がデータ措置報告書を提出した場合は、任期にかかわらず専門研究員を解任する。制限付利用者であって事前に金融庁顧問又は参与の職に任命されていた者については、その限りではない。

3 除外となった利用者の身分

除外となった利用者（退職又は他の組織に異動した金融庁参加者を含む。）は、その時点から研究用データ等を利用することはできないものの、研究等の成果を公表する際の推敲に参加すること及び公表する際の執筆者として氏名を掲載することができる。ただし、第12条第1項(2)に定める研究等の成果を公表できない場合、第13条に定める不適切利用又は第13条第4項に定める欠格事由に該当し利用が停止された場合、その他除外となった利用者の執筆者資格を認めることが適切ではないと判断する場合については、この限りではない。

第11条 利用者による研究等の成果の公表

代表者になっている申出者は、研究用データ等を利用して行った研究等の成果を申出書に記載した公表の時期及び方法に基づき、原則として公表するものとする。公表に当たっては、事前に公表を予定する当該研究等の成果について所定の様式で金融庁へ報告するものとし、金融庁は、当該報告の内容について、以下の(1)から(4)までの各事項を審査するものとする。なお、金融庁が審査する各事項を満たさない場合、当該研究等の成果の公表を禁止する場合があることに留意する。その際、金融庁は必要に応じてアドバイザリーボードに意見を求めることができる。

- (1) 当該研究等の成果とあらかじめ承諾された申出書の内容が整合的であるか。
- (2) 情報公開法第5条に規定される、不開示情報として取り扱うこととされる情報が含まれていないか。

- (3) 個人情報保護の観点から個体が特定化されないような措置が講じられているか。
- (4) 第3条第1項(2)の「研究用データ等を用いた研究等の成果の公表における配慮事項」に違反する内容が含まれていないか。

第12条 利用実績報告書の作成・提出

1 利用実績報告書の提出

(1) 研究等の成果を公表した場合

代表者になっている申出者は、研究用データ等を利用した研究等の終了後（申出書に記載した成果の公表を行う場合には、成果の公表が全て終了した後）、金融庁に対し、研究の成果及び公表実績を利用実績報告書として報告するものとする。なお、成果の公表が全て終了した後に、成果の要旨を書籍・雑誌・新聞等で再度公表することを妨げない。

(2) 公表ができない場合

利用者の死亡、法人組織の解散、研究等の中止その他のやむを得ない事情により、当該研究等の成果を公表できない場合には、代表者になっている申出者は、その理由を利用実績報告書により金融庁へ報告する。なお、公表ができない事由が、第13条の不適切利用に該当する場合、金融庁は、その内容に応じ、同規定に定める所要の措置を実施することができる。

2 利用実績の公表

金融庁は、報告を受けた利用実績を取りまとめ、アドバイザリーボードに報告するとともに、必要に応じて利用実績をウェブサイト等により公表するものとする。

第13条 不適切利用への対応

1 守秘義務違反

研究用データの利用の承諾を受けた申出者は、金融庁の専門研究員に任用され、国家公務員法第100条等の守秘義務を負うこととなるため、研究用データを利用するに当たって知り得た金融機関等の秘密を漏えいした場合等には、同法に規定される刑事罰が科される場合があることに留意する。

2 その他所要の措置

利用者が研究用データ等の紛失及び漏えい、金融庁の定める利用規則に反する利用、その他の法令違反、契約違反及び国民の信頼を損なう行為を行った場合、金融庁は、事前に当該利用者から漏えい等に至る経緯及び意見を聴取した上、その内容に応じて、当該利用者及び代表者になっている申出者の氏名並びに所属機関名を公表するなど、所要の措置を実施することができる。なお、利用者以外

の者が当該研究等に関して違反を行った場合であっても、管理責任等の観点から、代表者になっている申出者が違反を行ったものとみなすものとする。

3 アドバイザリーボードとの関係

金融庁は、不適切利用が認められた場合、必要に応じて、アドバイザリーボードに報告すること及び取るべき所要の措置について意見を求めることができる。

4 欠格事由

研究用データ等の利用について、利用期間の一部でも以下の要件に該当する者の申出は認めない。また、利用期間の途中において、以下の要件に該当することとなった者については、研究用データ等の利用を停止するとともに、研究用データの利用者については任期にかかわらず、専門研究員を解任する。既に金融庁顧問又は参与の職に任命されている制限付利用者については、研究用データ等の利用を停止するとともに、本ガイドラインに関わらず、金融庁は必要な措置を講じる。

(1) 研究用データの利用

- ① 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する者
- ② 統計法（平成 19 年法律第 53 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- ③ 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）その他の金融関連法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ⑤ その他、研究用データ等を利用して不適切な行為をしたことがある、又は法令違反等の国民の信頼を損なう行為をしたことがある等で利用者になることが不適切であると金融庁が認めた者

(2) 分析結果等の利用

第 13 条第 4 項(1)②から⑤に該当する者

第 14 条 事務の取扱い

本ガイドラインの執行に関する事務は、金融庁金融研究センターが執り行う。

第 15 条 ガイドラインの施行時期

本ガイドラインは、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。

別表 研究用データの原データとして認めるもの

名称	説明
預金取扱金融機関データ	銀行法等の規定に基づき、預金取扱金融機関から提出され、「金融モニタリングシステム (FIMOS)」に格納された財務計表・リスク計表等データ及び「共同データプラットフォーム」に格納された高粒度データ
FSB レポデータ	金融庁と日本銀行の要請に基づき、国内に所在する預金取扱金融機関、証券会社、保険会社、短資会社、投資信託などのうち、レポ取引金額の上位 50 先から報告された個別のレポ取引に関するデータ
TR データ	金融商品取引法に基づき、金融商品取引清算機関等及び金融商品取引業者等から報告された店頭デリバティブ取引情報に関するデータ